

○横浜市区民文化センター条例

平成5年3月29日  
条例第13号

横浜市区民文化センター条例をここに公布する。

横浜市区民文化センター条例

(設置)

第1条 地域に根差した個性ある文化の創造に寄与するため、横浜市に区民文化センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
横浜市鶴見区民文化センター	横浜市鶴見区
横浜市神奈川区民文化センター	横浜市神奈川区
横浜市港南区民文化センター	横浜市港南区
横浜市旭区民文化センター	横浜市旭区
横浜市磯子区民文化センター	横浜市磯子区
横浜市緑区民文化センター	横浜市緑区
横浜市青葉区民文化センター	横浜市青葉区
横浜市戸塚区民文化センター	横浜市戸塚区
横浜市栄区民文化センター	横浜市栄区
横浜市泉区民文化センター	横浜市泉区
横浜市瀬谷区民文化センター	横浜市瀬谷区

(事業)

第3条 センターは、次の事業を行う。

- (1) 文化活動のための施設の提供に関すること。
- (2) 文化活動に関する情報の提供に関すること。
- (3) 文化活動に関する事業の相談に関すること。
- (4) 文化事業の企画及び実施に関すること。
- (5) その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業

(施設)

第4条 前条に掲げる事業を行うため、センターに置く施設は、別表第1のとおりとする。

(開館時間等)

第5条 センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

(指定管理者の指定等)

第6条 次に掲げるセンターの管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

- (1) センターの施設及び附帯設備の利用の許可等に関すること。
  - (2) 第3条に規定する事業の実施に関すること。
  - (3) センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
  - (4) その他市長が定める業務
- 2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。
- 3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提

出しなければならない。

- 4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、センターの設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを指定管理者として指定する。
- 5 市長は、第2項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、別表第2の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定評価委員会（第19条第1項に規定する指定管理者選定評価委員会をいう。以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かななければならない。

(指定管理者の指定等の公告)

第7条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(管理の業務の評価)

第8条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第6条第1項各号に掲げるセンターの管理に関する業務について、別表第2の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる選定評価委員会の評価を受けなければならない。

(利用期間)

第9条 センターの施設は、規則で定める期間を超えて利用することはできない。ただし、指定管理者が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(利用の許可)

第10条 別表第1ア欄に掲げる施設及び附帯設備を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の許可にセンターの管理上必要な条件を付けることができる。
- 3 指定管理者は、第1項の施設及び附帯設備の利用が次のいずれかに該当する場合は、利用を許可しないものとする。
  - (1) センターにおける秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。
  - (2) センターの設置の目的に反するとき。
  - (3) センターの管理上支障があるとき。
  - (4) その他指定管理者が必要と認めたとき。

(特別の設備の設置の許可)

第11条 前条第1項の規定により許可を受けた者（以下「利用者」という。）で、センターに特別の設備を設置しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の許可について準用する。
- 3 センターに特別の設備を設置した者は、センターの利用を終了したときは、直ちに、これを撤去し、原状に復さなければならない。第17条の規定により許可を取り消され、又は利用を停止された場合も、同様とする。

(物品販売等の許可)

第12条 利用者で、センターにおいて次に掲げる行為をしようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売その他これに類する行為
- (2) 寄附の勧誘
- (3) 広告物の掲示及び配布
- (4) その他規則で定める行為

2 第10条第2項及び第3項の規定は、前項の許可について準用する。

(許可の手続)

第13条 第10条第1項、第11条第1項及び前条第1項の許可の手続について必要な事項は、規則で定める。

(利用料金)

第14条 利用者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第3に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、前納とする。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、後納とすることができる。

(利用料金の減免)

第15条 指定管理者は、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

第16条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

第17条 指定管理者は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、第10条第1項、第11条第1項又は第12条第1項の規定による許可を取り消し、又は施設の利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 第10条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらに基づく指定管理者の処分違反したとき。
- (3) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。

(入館の制限)

第18条 指定管理者は、センターの入館者が次のいずれかに該当する場合は、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他の入館者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。
- (2) その他センターの管理上支障があるとき。

(指定管理者選定評価委員会)

第19条 別表第2の右欄に掲げる担当事務を行うため、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、それぞれ市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (省略)

別表第1 (第4条)

	ア	イ
横浜市鶴見区民文化センター	ホール、音楽ホール、ギャラリー、リハーサル室、練習室、楽屋	情報コーナー
横浜市神奈川区民文化センター	ホール、ギャラリー、音楽ルーム、練習室、楽屋	情報コーナー
横浜市港南区民文化センター	ホール、ギャラリー、音楽ルーム、練習室、会議室、楽屋	情報コーナー
横浜市旭区民文化センター	ホール、音楽ホール、カルチャー工房、音楽工房、アートギャラリー、ミーティングルーム、楽屋、音楽工房調整室	情報コーナー
横浜市磯子区民文化センター	ホール、ギャラリー、リハーサル室、練習室、会議室、楽屋	情報コーナー
横浜市緑区民文化センター	ホール、ギャラリー、リハーサル室、練習室、会議室、楽屋	情報コーナー
横浜市青葉区民文化センター	ホール、リハーサル室、練習室、楽屋	情報コーナー
横浜市戸塚区民文化センター	ホール、ギャラリー、リハーサル室、練習室、楽屋	
横浜市栄区民文化センター	ホール、ギャラリー、音楽ルーム、練習室、会議室、楽屋	情報コーナー
横浜市泉区民文化センター	ホール、ギャラリー、リハーサル室、創作室、会議室、楽屋	情報コーナー
横浜市瀬谷区民文化センター	ギャラリー、音楽多目的室、練習室、会議室、楽屋	情報コーナー

別表第2 (第6条第5項、第8条、第19条第1項)

名称	担当事務
横浜市鶴見区民文化センター指定管理者選定評価委員会	横浜市鶴見区民文化センターの指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該センターの管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務
横浜市神奈川区民文化センター指定管理者選定評価委員会	横浜市神奈川区民文化センターの指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該センターの管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務
横浜市港南区民文化センター指定管理者選定評価委員会	横浜市港南区民文化センターの指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該センターの管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務
横浜市旭区民文化センター指定管理者選定評価委員会	横浜市旭区民文化センターの指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該センターの管理の業務に係る評価等についての調査

		審議に関する事務	
横浜市港北区 民文化センター 指定管理者 選定評価委員会	横浜市港北区民文化センターの 指定管理者の候補者の選定、指定 管理者による当該センターの管理 の業務に係る評価等についての調 査審議に関する事務		
横浜市磯子区 民文化センター 指定管理者 選定評価委員会	横浜市磯子区民文化センターの 指定管理者の候補者の選定、指定 管理者による当該センターの管理 の業務に係る評価等についての調 査審議に関する事務		
横浜市緑区民 文化センター 指定管理者選 定評価委員会	横浜市緑区民文化センターの指 定管理者の候補者の選定、指定管 理者による当該センターの管理の 業務に係る評価等についての調査 審議に関する事務		
横浜市青葉区 民文化センター 指定管理者 選定評価委員会	横浜市青葉区民文化センターの 指定管理者の候補者の選定、指定 管理者による当該センターの管理 の業務に係る評価等についての調 査審議に関する事務		
横浜市戸塚区 民文化センター 指定管理者 選定評価委員会	横浜市戸塚区民文化センターの 指定管理者の候補者の選定、指定 管理者による当該センターの管理 の業務に係る評価等についての調 査審議に関する事務		
横浜市栄区民 文化センター 指定管理者選 定評価委員会	横浜市栄区民文化センターの指 定管理者の候補者の選定、指定管 理者による当該センターの管理の 業務に係る評価等についての調査 審議に関する事務		
横浜市泉区民 文化センター 指定管理者選 定評価委員会	横浜市泉区民文化センターの指 定管理者の候補者の選定、指定管 理者による当該センターの管理の 業務に係る評価等についての調査 審議に関する事務		
横浜市瀬谷区 民文化センター 指定管理者 選定評価委員会	横浜市瀬谷区民文化センターの 指定管理者の候補者の選定、指定 管理者による当該センターの管理 の業務に係る評価等についての調 査審議に関する事務		

別表第3 (第14条第2項)

種別			単位	利用料金	
				平日	日曜日、 土曜日及 び休日
横浜 市鶴 見区 民文 化セ ンタ ー	ホール	入場料等を徴 収しない場合	1日に つき	円 70,000	円 82,500
		入場料等を徴 収する場合	同	117,000	137,500
	音楽ホ ール	入場料等を徴 収しない場合	同	12,500	15,000
		入場料等を徴 収する場合	同	21,000	25,000
	ギャラ リー	入場料等を徴 収しない場合	同		4,100
		入場料等を徴 収する場合	同		6,200

	リハーサル室	同		19,500	23,000	
	練習室	同			6,000	
	楽屋	同			6,000	
	附帯設備	1式又は1台 、1日につき			8,000	
横浜 市神 奈川 区民 文化 セン ター	ホール	入場料等を徴 収しない場合	1日に つき	38,000	45,000	
		入場料等を徴 収する場合	同	63,500	75,000	
	ギャラ リー	入場料等を徴 収しない場合	同			3,700
		入場料等を徴 収する場合	同			5,700
	音楽ルーム	同		13,500	15,500	
	練習室	同			5,600	
楽屋	同			6,600		
	附帯設備	1式又は1台 、1日につき			8,000	
横浜 市港 南区 民文 化セ ンタ ー	ホール	入場料等を徴 収しない場合	1日に つき	49,500	57,500	
		入場料等を徴 収する場合	同	82,500	96,500	
	ギャラ リー	入場料等を徴 収しない場合	同			3,400
		入場料等を徴 収する場合	同			5,200
	音楽ルーム	同		10,500	12,500	
	練習室	同			4,300	
	会議室	同			2,800	
	楽屋	同			3,600	
	附帯設備	1式又は1台 、1日につき			8,000	
	横浜 市旭 区民 文化 セン ター	ホール	入場料等を徴 収しない場合	1日に つき	38,000	45,000
入場料等を徴 収する場合			同	63,500	75,000	
音楽ホ ール		入場料等を徴 収しない場合	同		12,500	15,000
		入場料等を徴 収する場合	同		21,500	25,500
カルチャー工房		同		11,500	13,500	
音楽工房		同			8,500	
アート ギャラ リー		入場料等を徴 収しない場合	同			3,100
		入場料等を徴 収する場合	同			4,600
ミーティングルーム		同			3,000	
楽屋		同			3,000	
音楽工房調整室	同			3,000		
附帯設備	1式又は1台 、1日につき			8,000		
横浜 市磯 子区 民文 化セ ンタ ー	ホール	入場料等を徴 収しない場合	1日に つき	40,500	47,000	
		入場料等を徴 収する場合	同	67,500	79,500	
	ギャラ リー	入場料等を徴 収しない場合	同			3,100
		入場料等を徴 収する場合	同			4,800

	リハーサル室	同	13,500	16,000	
	練習室	同		3,500	
	会議室	同		2,500	
	楽屋	同		3,300	
	附帯設備	1式は1台 1日につき		8,000	
横浜市緑区 市民文化センター	ホール	入場料等を徴収しない場合	1日につき	43,000	50,500
		入場料等を徴収する場合	同	71,500	84,000
	ギャラリー	入場料等を徴収しない場合	同		4,300
		入場料等を徴収する場合	同		6,400
	リハーサル室	同	20,000	23,500	
	練習室	同		6,900	
	会議室	同		3,700	
	楽屋	同		3,400	
	附帯設備	1式は1台 1日につき		8,000	
	横浜市青葉区 市民文化センター	ホール	入場料等を徴収しない場合	1日につき	57,500
入場料等を徴収する場合			同	97,500	114,500
リハーサル室		同	12,450	14,550	
練習室		同		4,100	
楽屋		同		4,200	
附帯設備		1式は1台 1日につき		8,000	
横浜市戸塚区 市民文化センター		ホール	入場料等を徴収しない場合	1日につき	58,000
	入場料等を徴収する場合		同	96,500	113,500
	ギャラリー	入場料等を徴収しない場合	同		7,300
		入場料等を徴収する場合	同		11,000
	リハーサル室	同	19,000	22,000	
	練習室	同		11,600	
	楽屋	同		7,900	
	附帯設備	1式は1台 1日につき		8,000	
横浜市栄区 市民文化センター	ホール	入場料等を徴収しない場合	1日につき	38,000	45,000
		入場料等を徴収する場合	同	64,500	75,500
	ギャラリー	入場料等を徴収しない場合	同		2,500
		入場料等を徴収する場合	同		3,700
	音楽ルーム	同	10,000	12,000	
	練習室	同		4,200	
	会議室	同		3,400	
	楽屋	同		3,300	
	附帯設備	1式は1台 1日につき		8,000	
	横浜市泉区 市民文化センター	ホール	入場料等を徴収しない場合	1日につき	49,500
入場料等を徴収する場合			同	82,500	96,500

文化センター	ギャラリー	収める場合			
		入場料等を徴収しない場合	同		3,900
		入場料等を徴収する場合	同		5,800
	リハーサル室	同	12,500	14,600	
	創作室	同	10,200	12,000	
	会議室	同		2,500	
	楽屋	同		4,200	
附帯設備	1式は1台 1日につき		8,000		
横浜市瀬谷区 市民文化センター	ギャラリー	入場料等を徴収しない場合	1日につき		7,900
		入場料等を徴収する場合	同		11,800
	音楽多目的室	入場料等を徴収しない場合	同	15,000	18,000
		入場料等を徴収する場合	同	25,500	30,000
	練習室	同		5,400	
	会議室	同		3,200	
楽屋	同		3,300		
附帯設備	1式は1台 1日につき		8,000		

(備考)

- 「平日」とは日曜日、土曜日及び休日以外の日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。
- 「入場料等」とは、利用者が入場者から徴収する入場料その他これに類する料金をいう。
- 「1日」とは、午前9時から午後10時までをいう。
- 1日以外の時間（以下「時間外」という。）にセンターの施設又は附帯設備を利用する場合の当該時間外に係る利用料金の額は、時間外における利用1時間につき、それぞれの利用に係る1日の利用料金の額に10分の1を乗じて得た額とする。この場合において、時間外における利用時間が1時間未満のとき、又はこれに1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間を1時間として計算する。
- ホール又は音楽ホールの利用に伴う準備又は練習を行うことのみを目的として当該ホール又は音楽ホールを利用する場合の利用料金の額は、当該ホール又は音楽ホールについて入場料等を徴収しない場合の利用料金の額に4により計算した額を加算した額に10分の7を乗じて得た額（この額が100円未満のとき、又はこの額に100円未満の端数があるときは、その全額又はその端数金額を切り捨てる。）とする。